



## 米国のイラン核合意からの離脱

2014年5月8日、アメリカのトランプ大統領は、米国のイランの核問題に関する包括的共同作業計画(JCPOA)から脱退するプロセスを開始することを発表しました。現時点では、米国外国資産管理局(OFAC)は一連の [FAQ](#) を公開してガイダンスを提供してはいますが、この離脱がどのように達成されるかは不透明です。米国人以外の者に実際にどれほどの影響があるかは、イラン核合意の継続を支持してきた JCPOA 締約国(中国、ロシア、ドイツ、フランス、英国)の他の当事国からの反応に大きく左右されます。この大局の変化にイランがどのような反応を見せるかは不透明です。

## 猶予期間

米国による権利放棄に従い取られる JCPOA 上の活動は、FAQ に記載された事業の段階的な縮小・撤退(winding-down)条項の枠内に収まるものであれば、引き続き適法に行うことができます。

FAQ から、米国は、JCPOA に基づいて停止されていた米国の二次制裁を復活させようとしていることが窺え、企業は、JCPOA に基づいて現時点で承認されていた企業活動を縮小できるように 90 日または 180 日の移行期間が設けられています。

2018年8月6日(90日)までは行うことが認められている活動(その関連サービスを含む)は、以下に関連した活動です。

1. イラン政府による米ドル紙幣の購入または取得。
2. イランによる金や貴金属の取引。
  - iii. イランとの直接的または間接的な、黒鉛、原材料や半製品(アルミ、鉄鋼、石炭や産業用プロセス向けソフトウェア等の取引)の販売、供給または譲渡。
1. イランの通貨リアル売買に関連した大口取引や、イラン国外での大口のリアル建ての資金または口座の維持。
2. イラン国債の購入、申込またはその販売促進。
3. イランの自動車産業。

2018年11月4日(180日)までは行うことが認められている活動(その関連サービスを含む)は、以下に関連した活動です。

1. イランの港湾物流業、海運業および造船業(Islamic Republic of Iran Shipping Lines (IRISL)、South Shipping Line Iran およびそれらの関連会社を含む)。
2. とりわけ、National Iranian Oil Company (NIOC)、Naftiran Intertrade Company (NICO)、National Iranian Tanker Company (NITC)との石油関連の取引(イランからの石油、石油製品や石油化学製品の購入を含む)。
- iii. 海外金融機関による、イラン中央銀行、および米国国防権限法(NDAA)の第 1245 条に基づくイランの指定金融機関との取引。



1. イラン中央銀行、およびイラン包括制裁法(CISADA)の第 104 条(c)(2)(E)(ii)に規定されたイランの金融機関への専門的金融メッセージサービスの提供。
2. 引受、保険または再保険サービスの提供。
3. イランのエネルギー産業への制裁に関連した活動。

OFAC の FAQ の項目 2.2 では、以下のように述べられています。

## 2.2.イランが関係する活動が猶予期間を超えなければ、新たに活動を始めることはできますか？

国務省は、猶予期間の終了時に関連する法律上の権限を更に放棄することは考えていません。また OFAC は、JCPOA に基づき行った制裁緩和に関して発行した一般許可 (General License) と特別許可 (Specific License) をその時点で取り消す予定です (一般許可および特別許可に関する残務処理の取り組みについては、FAQ の 4.1-4.5 を参照してください)。JCPOA に定める米国の制裁緩和に沿った活動を行っている者は、2018 年 8 月 6 日または 11 月 4 日 (該当する方) までに、該当する猶予期間が終了した時点で発動する制裁または強制執行の煽りを受けるリスクを回避するため、事業を段階的に縮小・撤退するのに必要となる措置をとってください。OFAC は、2018 年 8 月 6 日または 11 月 4 日 (該当する方) 以降に行った活動に対して行う制裁措置または強制執行を検討する際、活動を縮小・撤退するのに要する努力と手順を評価し、さらに該当する猶予期間中にイランが関与するビジネスを新たに始めたかどうかを考慮に入れます。[2018 年 5 月 8 日]

米国政府が残したコメントから判断すると、2018 年 5 月 8 日以降に、再発動する制裁の対象となっている活動 (OFAC が承認しないもの) が絡む取り組みを新たに開始した場合、制裁の煽りを受けるリスクが非常に高いといえます。

## 一般許可 H

米国人の米国外の子会社が JCPOA に沿った活動をイランと行うことを許可した一般許可 H (General License H) は、行政実務上可能な限り速やかに取り消され、その代わり、そのような者または団体が、2018 年 8 月 6 日または 11 月 4 日 (該当する方) までに縮小対象の取引を行うのに承認の範囲がより狭まった許可を発行する予定です。

その正確な意義や意味するところについては、より承認範囲が狭まった新たな許可が発行され次第、OFAC が明確に説明することが期待されています。当協会の再保険の文脈で考えられるリスクとしては、(i) 既存クレーム、および (ii) イランと関係がある事業の縮小・撤退に伴うクレームについては、猶予期間以降、一般許可 H に依拠する再保険に加入するメリットはない恐れがあります。

## クレーム

差し当たり、OFAC の FAQ で明記されている段階的な縮小・撤退の枠内で行う活動への付保に対して制限が加えられるということはないようです。

管理会社としては状況を継続的に監視し、会員各位に引き続きお伝えしていければと思っております。